

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2020 年 8 月 7 日号 (No.333)

I. 全人代レベル

1. 「人民武装警察法 (2020 年改正)」
2. 「档案法 (2020 年改正)」

II. 国务院レベル

III. 中央行政部門レベル

IV. 司法解釈

V. 地方レベル

VI. その他 (意見募集稿等)

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<http://www.mhmjapan.com/>

弁護士 射手矢 好雄

☎ 03-5223-7713

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

I. 全人代レベル

1. 「人民武装警察法 (2020 年改正)」

(原文「人民武装警察法 (2020 年修订)」)

中華人民共和国主席令第 48 号

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 6 月 20 日公布、2020 年 6 月 21 日施行

人民武装警察法が 2009 年に制定された後、武装警察部隊の指導指揮体制、任務の範囲等については、国防及び軍隊の改革に伴い、何度か変更が行われてきた。今般、全国人民代表大会常務委員会は、人民武装警察法を大幅に改正し (以下「本改正」という。)、改革の成果を法律の形で規定した上で、関連制度をさらに整備した。改正後の人民武装警察法の施行日は、2020 年 6 月 21 日である。

本改正の主な内容は以下のとおりである。

(1) 指導指揮体制の明確化

従前、人民武装警察部隊の指導指揮体制は国务院 (国の組織)、中央軍事委員会 (中国共産党の組織) による統一指導¹と級別指揮²の共同体制であった。その後、中国共産党中央委員会による「中国人民武装警察部隊指導指揮体制の調整に関する決定 (关

¹ ここでいう統一指導とは、(1) 人民武装警察部隊の最高指揮権は中国共産党中央委員会、中央軍事委員会にあること、(2) 人民武装警察部隊は国务院の編制序列に属し、国务院、中央軍事委員会が統一的に指導すること、(3) 人民武装警察部隊総部は人民武装警察部隊の指導指揮機関であることを指す。(杜樹雲編集「人民武装警察釈義及び適用指南」9 頁、10 頁参照。)

² ここでいう級別指揮とは、人民武装警察部隊は任務遂行に際して、県レベル以上の地方人民政府と上級人民武装警察部隊の指揮を受けることを指す。(杜樹雲編集「人民武装警察釈義及び適用指南」10 頁参照。)

中国最新法令〈速報〉

于调整中国人民武装警察部队领导指挥体制的决定)」により、2018年1月1日から、人民武装警察部隊の指導指揮体制は中国共産党中央委員会と中央軍事委員会による集中統一指導体制に変更された³。本改正は当該変更を法律の形で規定した（2条）。

人民武装警察部隊の平時における任務は、原則として、中央軍事委員会の指揮下、又は同委員会の授權により遂行される（10条）。また、人民解放軍と共同で、平時における緊急救助、安定維持、共同訓練、その他の非戦争軍事作戦に参加する。この場合は中央軍事委員会により授權された戦区の指揮を受ける（10条）。他方、戦時の任務遂行については、中央軍事委員会または同委員会により授權された戦区の指揮を受ける（10条）。

（2）任務範囲の拡大及び明確化

従前、公安国境海警部隊は、公安部に属する組織であった。しかし、2018年6月22日、全国人民代表大会常務委員会は「中国海警局の海上権利の維持に係る法律執行職権の行使に関する決定（关于中国海警局行使海上维权执法职权的决定）」を公布し、海警組織及び関連機能を人民武装警察部隊に編入し、中国海警局を設置した。本改正は当該変更を法律の形で規定した。また、人民武装警察部隊の任務範囲に、海上権の維持に係る法律執行を追加した（4条）。但し、その具体的な任務の内容については別途法律により定められる（47条）。

他方、本改正は、突発事件の対処（16条）、テロ活動の防止と対処（17条）、緊急救助・災害救援任務（18条）における人民武装警察の具体的な任務の内容を明確にした。

また、人民武装警察部隊を出国させ、テロ活動の防止と対処等の任務を遂行させる場合は、関連法律、法規及び中央軍事委員会の規定により執行するとされた（26条）。国外でテロ活動の防止と対処任務を遂行させることについては、「テロリズム防止法」71条においても既に規定されているが、本改正により、人民武装警察を出国させてその他の任務を遂行させることも可能となった。

（3）規律と監督検査の厳格化

人民武装警察の禁止行為に、（1）上級の決定と命令に違反し、又は抵抗し、行動が消極的、又は敵前逃亡する行為、（2）規定に反して警官装備品、武器を使用する行為、（3）監督管理・拘置、支配する対象に対して体罰、虐待、殴打する行為及び（4）職権を濫用し、不正を行い、無断で職務を離脱し、職務を懈怠する行為が付け加えられた（29条）。

また、人民武装警察の任務遂行に際して、規定に従い撮影・録画機材を使用して録画・証拠収集し、証明書を提示することが義務付けられるようになった（30条）。

なお、本改正は、人民武装警察が中央軍事委員会監察委員会、各級の人民武装警察

³ http://www.gov.cn/zhengce/2017-12/27/content_5250896.htm を参照されたい。

中国最新法令〈速報〉

部隊監察委委員会の監督を受けることを明確にした。また、人民武装警察は、勤務、突発社会安全事件の対処、テロ活動の防止と対処、海上権維持に係る法律執行、緊急救助・災害救援に際して、人民政府及びその他の部門、公民、法人及びその他の組織の監督も受けるとされた（41条）。

（4）情報システムの確立及び経費の確保

中央国家機関、県レベル以上の地方人民政府は、人民武装警察部隊と情報共有体制を確立しなければならない、安全情報ネットワークと情報システム、及びデータベースを連携する等の方法で、任務の遂行に関する情報及びデータを提供しなければならないとされた（32条）。また、国は経費確保のメカニズムを確立し、関連経費は国の関連規定に従い財政予算に組み入れるとされた（33条）。

（全 51 条）

2. 「档案法（2020 年改正）」

（原文「档案法（2020 年修订）」）

中華人民共和国主席令第 47 号

全国人民代表大会常務委員会、2020 年 6 月 20 日公布、2021 年 1 月 1 日施行

2020 年 6 月 20 日、全国人民代表大会常務委員会は「档案法（2020 年改正）」（以下「本法」という。）を公布した⁴。

本法は、档案（「档案」の定義については下記（1）を参照されたい。）の管理制度を整備するため、主に档案の管理制度、档案の情報化の推進、当局による監督検査等について改正するものである。本法は 2021 年 1 月 1 日から施行される。

以下今回の改正内容のうち主に企業に関連する重要な内容について紹介する。

（1）档案の定義

本法において、档案とは、過去及び現在の機関、団体、企業、事業単位及びその他の組織並びに個人が経済、政治、文化、社会、生態文明、軍事、外事、科学技術等の方面の活動に従事することにより直接形成した、国及び社会にとって保存価値のある各種の文章、図表、録音録画等様々な形式による歴史的記録をいう（2 条 2 項）。今回の改正により企業の作成した記録も明確に档案に該当することとなった。

（2）档案の保存義務

档案のうち以下の資料は、档案として保存しなければならない（13 条 1 項）⁵。

⁴ 档案法は 1987 年に初めて公布され、その後は 1996 年及び 2016 年に 2 回改正された。今回は 3 回目の改正である。

⁵ 企業が記録資料として保存すべき資料の範囲及び保存期間について、2012 年 12 月 17 日に公布され

中国最新法令 < 速報 >

- ①機関、団体組織の沿革及び主要な職能的活動を反映したもの
- ②国有企業と事業単位の主要な研究開発、建設、生産、経営及びサービス活動、並びに国有企業と事業単位の権益及び従業員の権益の維持保護を反映したもの
- ③基層大衆自治組織⁶の都市及び農村の地域管理、サービス活動を反映したもの
- ④歴史上の各時代における国の統治活動、経済及び科学技術の発展、社会の歴史的様相、文化慣習、生態環境を反映したもの
- ⑤法律、行政法規の定めにより档案として保存すべきもの

なお、②は国有企業についての規定となっているが、国有企業でない企業、社会サービス機構等についても、②に準じて資料を保存すると規定されている（13条2項）。

(3) 档案の管理

本法によれば、機関、団体、企業、事業単位及びその他の組織は、档案を管理する機構又は人員を定め（9条）、档案の業務責任制度と管理制度を整え（12条）、適切な保管場所と必要な施設・設備を配置し、档案の安全を確保しなければならない（19条）⁷。

また、国有企業でない企業や個人によって形成された国及び社会にとって重要な保存価値を有する档案又は秘密保持をすべき档案について、その所有者は当該档案を適切に保管しなければならない、保管条件が法律の要求に合致しない等の原因により档案に重大な毀損や安全性の問題をもたらす可能性がある場合、省級以上の档案主管部門が援助を与えることができ、必要な場合は法により当該档案を任意に買い取り又は強制的に買い上げることができる（22条1項）。また、これに該当する档案の所有者は当該档案を外国人又は外国組織に売買・贈与してはならないともされる（22条2項）。

加えて、国が所有する档案及び本法22条1項に定める档案並びにその写しについては、国外への運送、郵送、持出し又はインターネットを通じる転送が禁止され、国外へ移転する必要がある場合、国の規定に従い審査認可の手続きを行わなければならない（25条）。

(4) 档案の情報化

機関、団体、企業、事業単位及びその他の組織は電子档案の管理情報システムの構築及び当該システムと業務システム等との接続を積極的に推進すべきであり（36条）、伝統媒体の档案の電子化が奨励される（38条）。電子档案は、伝統的媒体（紙

た「企業文書資料の档案保存範囲及び档案保存期間に関する規定」に詳細に定められた。

⁶ 基層大衆自治組織とは、居民委員会及び村民委員会のことをいう（「憲法」111条）。

⁷ なお、機関、団体、企業、事業単位及びその他の組織は国の関連規定に基づき定期的に档案館に档案を移送しなければならない（15条1項）、档案の所有者は、中央・省・市級の档案館に保存すべき档案については、当該档案が形成されてから20年を満了する時に、県級の档案館に保存すべき档案については、当該档案が形成されてから10年を満了する時に、それぞれ档案を档案館に移送しなければならない（「档案法実施規則」13条2項）。

中国最新法令 < 速報 >

媒体)の档案と同等の効力を有し、証明として使用できるとされる(37条2項)。

上記のほか、本法は、档案主管部門⁸の職責、档案の保存・利用・開示等の規則、当局による監督検査、法律責任等を規定している。

(全 53 条)

II. 国务院レベル

該当なし

III. 中央行政部門レベル

該当なし

IV. 司法解釈

該当なし

V. 地方レベル

該当なし

VI. その他(意見募集稿等)

該当なし

⁸ 本法では档案主管部門の名称は明確ではないが、現時点で档案活動を主管する部門は国家档案局である。

中国最新法令 < 速報 >

NEWS

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5223-7713

FAX : 03-5223-7613

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com